

第4回 地域密着サービス部会 議事要旨

日 時： 平成30年1月18日（木）15:30～16:30

場 所： 豊明市役所 東館 政策審議室

出席者（委員）： 4名

（事務局）： 4名

1 あいさつ

（高齢者福祉課長）

介護保険事業計画について3年に1度見直しを行っている。報酬改定も0.54%増という指針がでて、ほぼ全ての改正が出揃った。国は地域包括ケアの推進をすすめ地域での体制づくりを市としても進めていきたい。

地域密着型サービスは市に指定権限が与えられている。今回の議題では、地域密着型の新規事業所、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備方針などを説明する。

また、平成30年度より居宅介護支援事業所指定・指導監査が市に移行される。合わせて、市は指定更新に係る手数料の徴収を始める。

（部会長）事務局は第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画の3月までの追い込み大変かと思います。よろしくお願いします。

2 議題

（1）地域密着型通所介護事業所の指定について

事務局より資料1に基づいて地域密着型通所介護事業所について説明。

ア だんらんの家豊明阿野町 の地域密着型通所介護事業所の新規指定

- ・現在、吉池地区において地域密着通所介護事業を行っている事業所。
- ・平成29年12月から阿野町にて地域密着型通所介護事業所を開設した。
- ・管理者は、だんらんの家豊明（吉池地区）での管理者が異動してこの施設の管理者となった。
- ・事業所の申請内容の説明

イ 茶話本舗デイサービス 豊明三崎 の地域密着型通所介護事業所の新規指定

- ・おはなデイサービスの運営会社に変更となり、同じ場所、同じ施設での新規指定。
- ・平成30年2月より地域密着型通所介護事業所を新運営会社で開設予定
- ・事業所の申請内容を説明

（委員）おはなデイサービスは、運営会社に変更になることで従業員は入れ替わるか。

（事務局）従業員は入れ替わらず、運営法人だけの変更と聞いている。

（委員）おはなデイサービスは、駐車場が少ないように感じています。

(事務局) もととの施設は、一般住宅であるので隣接した駐車場はない。中学校の近く、道がカーブしているところで乗降している。危険のないように指導は行っている。

(委員) おはなデイサービスは運営主体が変わること以外にサービスなど変更はあるか。

(事務局) おはなデイサービスで休止していた「お泊りデイサービス」が、運営主体が変わったことで再開すると聞いている。

(委員) 運営法人が変更になることにより運営方針は変わるのか。

(事務局) 変わらないと聞いている。新たな運営法人は、他市でも同様の事業所を運営している。実績もあるため問題がないと判断した。

(委員) 申請内容をある程度信頼して許可していくのか。

(事務局) 事業所の指定は要件が整えば許可を行わなければならない。

(2) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」における地域密着型サービスの整備方針について

ア 事務局より資料2に基づき、地域密着型サービスの整備方針について説明。

平成29年から生活圏域を3つに分けたことにあわせた地域密着サービスを整備していきたい。地域密着型サービス事業所がない圏域に新たに整備を進めていきたい。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 現在1事業所休止中である。第7期計画において、社会福祉法人より定期巡回サービスを開始の申し出あり、1事業所を新規に予定。

・小規模多機能型居宅介護は、既存の北部の事業所に加えて、中部と南部にそれぞれに整備していきたい。

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、今後1ユニットの整備を見込む。

・地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型通所介護他の整備予定はない。

(委員) 整備予定のサービスは既に事業所の立候補があるか。

(事務局) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護2事業所整備予定のうち1事業所は、同じ法人から申し出があった。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護のうち残り1事業所については未定。

(3) 地域密着型サービス事業所の指定状況について説明をお願いします。

ア 事務局より資料3に基づき、地域密着型サービス事業所の指定状況について説明／略

(委員) みなし事業所の指定期限は、平成30年3月31日に全ての事業所の期限が切れるのでしょうか。

(事務局) 総合事業は3月31日時点で切れる。地域密着サービスについては、過去に愛知県が指定した指定期限まで継続する。

(4) その他

ア 地域密着型サービス実地指導についての報告

事務局より資料4に基づき、地域密着型サービスの実地指導について説明。

- ・平成28年度4事業所について実地指導を行った。
実地指導について適切に運営されていることが確認できた。
- ・平成29年度3事業所の実施を予定している。

イ 居宅介護支援事業所の指定・指導の権限移譲および事務取扱についての報告

事務局より資料（机上配布）に基づき、居宅介護支援事業所の指定・指導の権限移譲について説明。

- ・平成30年度から居宅介護支援事業所の指定・実地指導を市で行うことになった。
- ・居宅介護支援事業所は監査内容もほかの指導監査と異なるため、尾三地区（豊明・東郷・長久手・日進・みよし）協力して指導監査を実施する。

ウ 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の指定及び更新にかかる手数料についての報告

- ・平成30年度から居宅介護支援事業所並びに地域密着型サービス事業所の指定更新に際し、手数料を徴収することになった。
- ・介護と予防の指定更新申請が同時あった場合、それぞれに手数料は徴収しない。